

規制改革提案ボックスへの提案の現状と対応策 (その他の提案)

令和2年3月31日

番号	提案の具体的内容等	提案主体	所管		検討結果		
			担当 部局	制度所管 部局	制度の現状	根拠法令等	対応の概要
他 1	<p>「学びと働きを連携させた信州創生のための新たな人材育成モデル事業」における講師謝礼の支給限度額の引上</p> <p>【提案の具体的内容】 標記のような事業の場合は、講師謝礼に係る支給限度額を実態に合わせて引き上げてはどうか。</p> <p>【提案理由】 昨年10月より県教育委員会、産業労働部による「学びと働きを連携させた信州創生のための新たな人材育成モデル事業」についてA高校より委託を受け、『学校（生徒）に対し実践的な「学び」の場を提供し、企業に対し「働く」場の提供依頼を行うほかデュアルシステムの実施方法の助言を行う』コーディネーターとしての役割を務めている。 昨年の実績では、地域人教育のもと、首都圏から講師の招へいを行うなど、「学び」の場の提供を行ってきたが、いずれも現行の支払規定では処理することが難しいようで、高校側と県教育委員会との間で大変な苦勞をされていた。 今年はその補助支払規定がさらに厳しくなり、このままでは”新たな人材育成モデル”を作り出す”学びの場”の提供が難しいと危惧している。 (例：現行の講師謝礼は1時間当たり6,400円（5時間で32,000円）だが、場合によっては1日30万円請求されるケースもある)</p>	法人・ 団体	産業労働部 教育委員会	産業労働部 教育委員会	○講師謝金の金額は、過去の支給実績や他の行政機関の事例等も鑑みて県で設定した「統一単価」を基本に 予算積算を行っている。	各年度統一単価表	<p>(施策・財政上の要望)</p> <p>予算上の制約や、公平公正の観点から、講師謝金について単価を統一していますが、実情に合った対応が必要な場合には、必要な予算の確保を検討しますので、担当課へご協議いただくようお願いいたします。</p>

規制改革提案ボックスへの提案の現状と対応策 (その他の提案)

令和2年3月31日

番号	提案の具体的内容等	提案主体	所管		検討結果		
			担当部局	制度所管部局	制度の現状	根拠法令等	対応の概要
他 2	<p>介護施設等における「グループ就労」普及促進のための介護職員配置基準の見直し及び障害者法定雇用率算定基準の緩和</p> <p>【提案の具体的内容】</p> <p>①介護施設等の介護職員配置基準の見直し 特定施設などにおいては、入居利用者に対し、介護職員の配置基準が決められていることに配慮した上で、介護職員の業務内容を精査し、生活支援業務に関し一定の割合で非介護職員（介護福祉士等の資格を持たない職員）の雇用を認めることを検討してほしい。</p> <p>②「グループ就労」を行う法人に対する障害者法定雇用率の付与 「グループ就労」（後述）のメンバー構成比率によって、施設側に一定の法定雇用率を付与する措置を検討してほしい。 当法人では、運営する施設で就労継続A型事業所と業務委託契約を結び、「グループ就労」を実現しているが、外部委託であることや、障がい者の特性上主に週単位の業務になる可能性が高いことなどから、当法人又は施設の障害者法定雇用率の算定に該当しない。</p> <p>【提案理由】 介護職員の業務には、要介護者の身体介護と、居室清掃や寝具交換等の生活介護がある。介護職員の不足が深刻となるで、生活介護に関しては、有資格者でなくても対応が可能と考える。 更に、生活介護については、障がい者等が一定のサポートの下研修を行えば実施ができると考える。これについては当法人の施設では、就労継続A型事業所に業務委託し、3～5名程度の障がい者がグループとなって、1名の健常者がサポーターとして業務を行う「グループ就労」を実施している。 この取組を普及していくことにより、介護職員が身体介護等に専念でき、「介護の質」の向上と職員の負担軽減を図るとともに、障がい者の障害特性に合った就労を実現し、ひいては一般就労につながる等が期待できる。</p>	法人・団体	① 産業労働部	① 健康福祉部	○特定施設及び介護保険施設の介護職員の員数の基準は定められているが、介護職員の資格の有無についての定めはない。	介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則第70条ほか	<p>【現行制度で対応可能】</p> <p>①介護施設等の介護職員配置基準について 特定施設及び介護保険施設においては、介護職員の資格についての定めはないため、現状においても雇用することは可能です。</p>
			② 健康福祉部	② 産業労働部	○事業主は、厚生労働省令で定める雇用の関係の変動がある場合には、その雇用する身体障害者又は知的障害者である労働者の数が、その雇用する労働者の数に障害者雇用率を乗じて得た数以上であるようにしなければならないと定められている。 なお、労働者とは事業主が常時雇用する労働者のことを指し、業務委託契約により就労している者については事業主が雇用する労働者には当たらないため、対象とならない。	障害者の雇用の促進等に関する法律第43条ほか	<p>【その他】</p> <p>②障がい者法定雇用率の算定について ハローワークに障がい者の求人を出しても全く応募がない場合など、直接雇用による法定雇用率の達成が困難な一定の事情がある場合に限り、グループ就労等の委託請負等であっても法定雇用率の算定対象とするよう、提案が可能か検討します。</p>

規制改革提案ボックスへの提案の現状と対応策 (その他の提案)

令和2年3月31日

番号	提案の具体的内容等	提案主体	所管		検討結果		
			担当部局	制度所管部局	制度の現状	根拠法令等	対応の概要
他 3	<p>西暦の使用</p> <p>【提案の具体的内容】 公文書および申請書等書類において、現在は主に和暦が使用されているが、それらを西暦に統一する。</p> <p>【提案理由】 この度、退位特例法の成立により、平成31年以降と書かれたものを西暦に変換する必要が生じた。 元号が変わるたびに、また新たに元年から始まること自体が不便である。特に、平成31年以降の期限を明示するものについては、読む側で西暦への置き換えが必要になり、人によっては読み誤る可能性もある。 文化としての元号を否定する意図はなく、必要であれば併記するなりすればよいが、わかりやすさに重きを置いた場合、西暦に統一するほうが多くの面においてメリットがあるように感じる。</p>	個人	企画振興部	総務部	<p>○県が発する公文書のうち往復文並びに達及び指令の日付（施行する日）については、公文書をわかりやすいものとするため、原則として元号に加え西暦を併せて表記することとしている（平成15年1月6日から実施）。</p> <p>○また、発表資料、ホームページ掲載資料、パンフレット等の文書についても、西暦を表記したほうがわかりやすくなるときは、元号と西暦の併用、又は西暦で表記することとしている。</p>	<p>「県が発する公文書の日付について」平成14年11月26日付け14法行第45号総務部長事務取扱副知事通知</p> <p>「県が発する公文書の日付の取扱いについて」平成14年11月26日付け14法行第46号行政情報室長通知</p>	<p>【施策・財政上の要望】</p> <p>改元の影響は行政事務や市民生活の様々な場面で予想されますが、元号は行政機関の文書で一般的に用いられるとともに、市民生活にも広く定着しています。</p> <p>県では従来から、公文書をわかりやすいものとするため、県が発する文書（通知、許可書等）における施行日の表記を元号と西暦の併記としています。ホームページ掲載資料など広報目的の文書では、場合に応じて元号と西暦の併記あるいは西暦のみとし、わかりやすい表記に努めているところです。</p> <p>また、県に提出いただく申請書、請求書等については、日付表記が西暦のみでも受け付けており、日付表記については今後も同様の方針で取り扱うとともに、新元号公表の動きを注視しつつ、よりわかりやすい公文書の作成と県民負担の軽減に努めてまいります。</p>
他 4	<p>株式会社による生活困窮者就労訓練事業の実施のための県の施設の利用基準の緩和</p> <p>【提案の具体的内容】 株式会社であっても県有施設を利用できるよう、基準を緩和してほしい。</p> <p>【提案理由】 現在の県の施設は、福祉事業においては、社会福祉法人、NPO法人、就労継続A型の株式会社に貸し出されているが、株式会社であっても稼働だけではなく社会貢献のために活動を行う法人もある。 私共は、生活困窮者就労訓練を行い、その売上を生活困窮者へ還元しているが、株式会社のため県の施設が借りられない状態であり、室内作業ができない状態（茅野高教員住宅）。</p>	法人・団体	健康福祉部	総務部	<p>○県では、未利用県有施設について、当該財産の規模や位置などの実情に応じて、関係機関の要望調査や情報提供等を行い、有効活用を検討することとしている。</p> <p>○この検討は、 （1）県（他部局）による再活用 （2）市町村など他の地方公共団体による再活用 （3）社会福祉法人など公共的団体による再活用の順で優先して行うこととし、いずれも該当がない場合には、民間への売却手続きを行うこととしている。</p> <p>○県（他部局）の再活用において、他者へ貸し付けることで有効活用が図られる場合、一般の方の貸付けについても要件等を検討し応じることは可能である。</p>	<p>「未利用県有地の譲渡又は譲与に係る事務処理について」平成24年4月6日付け24財活第24号総務部長通知</p>	<p>【現状制度で対応可能】</p> <p>県有施設は、未利用県有施設について、制度の現状欄に記載の検討を行った上で、貸し付けることで有効活用が図られる場合には民間事業者への貸付を可能としています。ただし、貸付の可否については、個別の物件の状況を勘案し、判断するものであるところ、当該物件については耐用年数を超過し老朽化が著しいため、貸し付けることはより慎重な検討が必要と考えます。</p>

規制改革提案ボックスへの提案の現状と対応策（その他の提案）

令和2年3月31日

番号	提案の具体的内容等	提案主体	所管		検討結果		
			担当 部局	制度所管 部局	制度の現状	根拠法令等	対応の概要
他 5	<p>待機児童発生時における保育士等の居室面積基準の緩和</p> <p>【提案の具体的内容】 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第四条の基準を定める省令（平成23年9月2日厚生労働省令第112号）により、標準となっている保育所に係る居室の床面積基準の要件を、都市部だけではなく待機児童が発生している、または発生の恐れのある地方都市でも一時的に適用できるよう同省令の改正を厚生労働省に求めている。については国において保育所に係る居室面積基準の要件の緩和が実現された場合、長野県における居室面積基準についても緩和していただきたい。</p> <p>【提案理由】 子ども子育て新制度の施行により、保育所への入所基準が緩和され入所が容易になったことや共働き世帯の増加により、3歳未満児の受入れが増加している。当市では将来を見越して全公立保育園の施設整備を完了したが、新築保育園においても床面積や保育士の不足により入所児童の増加に追いつかない状況となっている。また、他の市町村の保育所の活用も検討しているが、周辺市町村においても保育需要の増加は著しく、他市町村の児童を受け入れる余裕はなく、活用は困難。 仮に施設整備を進めたとしても、市の子ども子育て支援事業計画によると、少子化の進行により数年後には入所児童数は減少する見込みで、新規施設整備を進めることは困難かつ不合理であり、待機児童が今後発生する見込みである。この待機児童の見込みに対して、保育士はなんとか確保できる見込みはあるものの、市内の施設における居室面積については僅かに不十分となるために、一時的に待機児童が発生せざるを得ない状況。 面積要件緩和で一時的な需要の高まりに対する備えのために過剰な設備投資ができないような自治体において、子どもの受入れを諦めることなく、待機児童対策に積極的に取り組むことができる。</p>	市町村	産業労働部	県民文化部	<p>○児童福祉施設の設備及び運営については、都道府県条例で基準を定めることとされており、保育室やほふく室の面積基準については、厚生労働省令で定める基準（いわゆる「従うべき基準」）に従い定めるものとされ、原則として全国一律となっている。</p> <p>○その上で、①待機児童の数が100人以上であって、②土地の価格が非常に高く保育所用地の確保が困難である厚生労働大臣が指定した地域に限り、待機児童解消までの一時的な措置として、厚生労働省の「従うべき基準」を緩和した内容の条例を都道府県で定めることができる。</p>	<p>○児童福祉法第45条各項</p> <p>○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）附則第4条、同法律附則第四条の基準を定める省令（平成23年9月2日厚生労働省令第112号）</p> <p>○児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第44条、同条例施行規則第12条</p>	<p>【県で検討】</p> <p>待機児童が発生しないよう、保育環境を確保しつつ、地域の実情に応じて居室面積基準の運用が柔軟に行えるよう国に求めるとともに、厚生労働省の省令が改正された場合には、希望する市町村において基準緩和が行えるよう、県条例（児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例）を改正します。</p>
他 6	<p>複数県をまたぐ営業範囲を持つ産業廃棄物収集運搬業の許可について</p> <p>（提案の具体的内容） 産業廃棄物の発着地を管轄する都道府県知事が許可事務を行っている（法定受託事務）が、特定非営利活動法人認証のように、「主たる事務所」の都道府県が許可を行うよう制度改正する。</p> <p>（提案理由） 1 現状 産業廃棄物の処理は広域化している現状があるが、荷の発着双方の都道府県知事許可を取得する必要がある。事業者の経済的（手数料、旅費等）、事務的負担が大きい。また、許可事務においても同じ欠格照会を許可者がそれぞれ行っており（先行許可制度はある）、照会先（市町村、検察庁、県警本部）の負担も大きい。 2 効果 提案によれば、事業者、照会先、許可者（人員削減可）の負担を軽減できる。 3 障害 許可者の手数料収入が減少する。また、事業者の情報を行行政機関が詳細に共有するための工夫が必要となる。</p>	個人	環境部	環境部	<p>産業廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域（運搬のみを業として行う場合にあつては、産業廃棄物の積卸しを行う区域に限る。）を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条）。</p> <p>（※提案の実施には法改正が必要）</p> <p>（参考） 特定非営利活動法人の設立の認証は、主たる事務所の所在する都道府県知事が行う（特定非営利活動促進法第9条、第10条）。</p>	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条、第14条の4</p>	<p>【現状維持妥当】</p> <p>事業者負担や欠格照会事務の負担が大きいこと等、提案理由の趣旨は理解します。</p> <p>ただし、ご提案の内容については、適切な事業者指導のためには、許可を行う都道府県以外にも、事業者が業を行う全ての自治体において具体的な申請内容の把握が必要となり、そのための事務処理が膨大となることが想定されること、また、積替え保管施設を複数自治体で有する場合の指導が難しいことから、現時点で実施は困難と考えます。</p> <p>なお、平成22年法改正により、従前必要だった政令市（積替え保管なし）の許可が不要とされ、単一の都道府県内における産業廃棄物収集運搬業許可に係る事業者負担については、軽減が図られています。</p>

規制改革提案ボックスへの提案の現状と対応策 (その他の提案)

令和2年3月31日

番号	提案の具体的内容等	提案主体	所管		検討結果		
			担当部局	制度所管部局	制度の現状	根拠法令等	対応の概要
他 7	<p>アルクマの使用に係る申請の簡素化とデザインの変更の許可 (提案の具体的内容) ・アルクマを使用する際の申請の簡素化 ・使用者がアルクマのデザインを変更できるようにする。</p> <p>(提案理由) 数年前、国体の成年メンバーで、長野県をアピールするためにアルクマを使用したTシャツを作る際に、申請する事項が多く、デザインを変更することは許可されなかった。 2027年に長野国体があり、長野県をアピールするため、アルクマの使用についてもっと柔軟な対応をしていただきたい。</p>	個人	観光部	観光部	<p>「アルクマ」は長野県が商標登録している。無断使用を防止し、「アルクマ」のブランドイメージを保つ為に長野県PRキャラクター「アルクマ」使用マニュアルを作成し運用している。 このため、イラスト使用の際には事前に長野県に申請し、承認を得ることが必要で、デザインの変更には制限を設けている。 「アルクマ」のイラストを使用する際の申請手続きに関しては、現在必要書類として 「使用申請書」 「企画の概要書」 「商品等の見本」 「会社または団体の概要書」 を提出いただいている。提出方法は郵送または持参としており、審査には2週間程度要している(使用マニュアルP2～P6)。 「アルクマ」デザインに関しては、「アルクマ」に対するイメージが損なわれることがないように、デザインの変形や色の変更などについて制限を設けている。ただし、多様な用途に対応するために「加工可能バリエーション(手に物を持つことが出来る・ホワイトボードに文字が書ける)」を用意している(使用マニュアルP7～P8)。</p>	長野県PRキャラクター「アルクマ」使用マニュアル	<p>【県で検討】 「アルクマ」のイラストを使用する際の申請手続きの簡素化に関しては、いただいたご意見を参考にさせていただき、申請手続きの電子化等による簡素化や、承認条件の緩和に向けて検討します。 「アルクマ」デザインの変更に関しては、今後も「アルクマ」デザインの一貫性を保つ為に、長野県が著作権管理者として管理する必要があると考えます。県がデザインバリエーションを制作する場合においても、原画デザイナーに都度確認しています。そのため、御提案いただいた「使用者がアルクマのデザインを変更できるようにする」ために現行の制度を変更することは考えておりません。つきましては、加工可能バリエーションなどの活用によってご対応いただきますようお願いいたします。 なお、第72回国民体育大会冬季大会「ながの銀嶺国体」の際には競技バリエーションを作成していません。</p>